

翻刻 藤井宗雄著 『石見国神社記』 卷一 安濃郡

山崎 亮
(島根大学法文学部)

摘 要

浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）によって一八八七年に完成した『石見国神社記』は、明治初年の石見地方における神社、小祠、森神を網羅して、当時の宗教状況の一端を具体的に描き出している。今回は、本書全八巻のうち、巻一 安濃郡を翻刻する。

キーワード：藤井宗雄、石見国神社記、安濃郡

はじめに

本文冒頭の凡例にもあるように、『石見国神社記』全八巻（巻一 安濃郡、巻二 邇摩郡、巻三 那賀郡上、巻四 那賀郡下、巻五 邑智郡上、巻六 邑智郡下、巻七 美濃郡、巻八 鹿足郡）は、一八七〇〔明治三〕年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告〔1〕に基づき——の資料に依拠しつつ、各神社の社伝や棟札からの情報を援用して、藤井宗雄が独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を網羅・概観した著作である。本書は一八八七〔明治二〇〕年に最終的に成立するが、その母胎となった神社調査は、各神社の神職による書上

を典拠としながら、藤井を中心とする数人の調査員の踏査結果もふまえて、明治初年の石見地方における神信仰の具体相を描き出している〔2〕。さらに藤井自身の、事実をありのままに記述しようとする実証的な態度〔3〕も相まって、『石見国神社記』は、当時の石見地方の宗教状況を窺う上で第一級の資料となっている。本書は刊本のないまま、これまでにも部分的に利用されたり〔4〕、一部は翻刻されたこと（5）もあったが、しかしその全貌は明らかにされないままであった。

私は、宗教学的関心から石見地方の森神信仰を探索するなかで〔6〕、この『石見国神社記』の重要性を痛感し、その全巻の翻刻を思い立つに至った。原本を所有しておられる、藤井宗雄の御子孫で浜田市在住の藤井靖久さんにその希望をお伝えしたところ、快諾していただいた。原本

の撮影と翻刻とをお許しいただいた藤井さんには、厚く御礼申し上げます。今回はさしあたって『石見国神社記』の巻一安濃郡を取り上げる。続巻も今後徐々に翻刻していくつもりであり、さらに全巻の翻刻が完了した段階で、詳細な解題を公にする予定でいる。

なお、難読箇所については、近世古文書読解を専門にしておられる松本美和子さんにご教示いただいた。記して謝意を表したい。ただ、読解の責はすべて私にあり、なお思わぬ誤読が残されているかもしれない。大方のご教示をお願いする次第である。

註

① 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

② この神社調査の「原帳」（安濃郡神社書上帳、「邇摩郡神社書上帳」上下、「那賀郡神社書上帳」「二〇三巻」、「那賀郡神社書上帳」「二四・五巻」、「邑智郡神社書上帳」「上中下」、「美濃郡神社書上帳」「上下」、「鹿足郡神社帳」「上下」等）は、島根県立図書館蔵「寺社史料」に含まれている。

③ 藤井宗雄には、『石見式内神社考』（一八六一「文久元」年）や「石見国式内神社在所考」（一八七一「明治四」年。佐伯有義編『神祇全書』第五卷、一九〇八「明治四二」年に所収）など、石見地方の神社に関する著作のみならず、『石見名跡考』（一八七〇「明治二二」年）や『石見年表』全四卷（一八七二「明治五」年）、『石見雜記』全十卷（一八八七「明治二〇」年）、『濱田鑑』（安達共栄堂、一八九九「明治三二」年）などの地誌・歴史書、『石見名所歌集』（二八六九「明治二二」年）や自作の歌集等々、多方面にわたる膨大な著作が残されているが、その大半は公刊

されるに至っていない。これらのなかでも、とりわけ神道関連の著作に見られる藤井独自の国学思想の検討は、当時の石見地方の宗教状況を理解する上で不可欠の作業であり、今後の課題としたい。

④ たとえば、本田安次・山路興造『大元神楽』（観光資源保護財団、一九七七年）や、島根県邑智郡大元神楽伝承保存会編『大元の神々——大元神鎮座地調査報告書』（一九九四年）など。

⑤ 郷土史家の山藤忠が、『郷土石見』三二号から五六号にかけて（一九九三—二〇〇一年）断続的に、現在の浜田市と江津市の一部地域について、部分的な翻刻を試みている。

⑥ 旧銀山領の森神信仰に関しては、山崎亮「明治初期旧石見銀山領における森神信仰——数量的把握の試み」（相良英輔先生退職祈念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会——近世近代の中国地方』清文堂、二〇〇八年）を参照のこと。このなかで、藤井宗雄と『石見国神社記』についても、簡単に触れている。また、石見地方における森神信仰の全体像については、山崎亮「石見地方の「森神」をめぐる」（山陰民俗学会『山陰民俗研究』一五、二〇一〇年）として発表の予定である。「付記」本稿は、平成二一年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号一九三三〇〇七七「石見銀山領における人口増加開始期における人口再生産機構に関する研究」研究代表者廣嶋清志島根大学教授・山陰研究共同プロジェクト）による研究成果の一端である。

九 県社郷社村社の目は此の取調より後明治五年の制にて原帳に無し

故れ今県社を記し郷社村社は推て記さむも違の恐あれは漏しつ

十 祭日は原帳に前日をも記したれと是は散齋にて祭日に非す且つ此

編は簡易を専としたる故に省略す

十一 建物原帳に間数を記載したれと省略す

十二 棟札は原帳に無し掛員の書写せし限りを載て後の参考_に備ふ

十三 宝器は原帳に無し今此条を置く但し漏洩は最も多かるへし

十四 除地現米は原帳に従ふ但し現米は神官の意に任て記たるものにて

一定の法に依に非す故れ区々に亘れり

十五 除地の外に村内より出る神楽料修繕料の類あれと省略す

十六 原帳に社地の広狭を記せれと畢竟大概を記して実測に非されハ除

く

十七 原帳に濱田県庁よりの里程を記載せれと省略す

十八 相殿撰社末社は原帳に従ふ

十九 社人は住地に記し兼勤を省略す

二十 津和野附は小社森神僅少なり是は取調の際に合併せられたる故な

りまた^{論考}□たるも多かるへく思はる

廿一 此編は明治六癸酉年□草稿したるか同十七年秋安濃邇摩を中精す

筆者高子金部なり同十九年九月より二十年二月に至り那賀邑智美濃

鹿足を中精す筆者鴨島實なり

廿二 此編中精なれと雖もいまた精撰する能はず他日余暇を得て訂正

すへし

明治二十年二月 中教正 藤井宗雄識

石見国神社記卷之一

安濃郡之部

仙山村

花雪神社

花雪山鎮坐

宗雄云社領の有にて尚古きを知へし

祭神大山祇命○神体木像

祭日九月九日

建物本社拝所

棟札元文二丁巳年九月新建

社領高五斗此現錢□四百文

大歳神社

嶋津屋鎮坐

祭神大歳神倉稻魂神土祖神

祭日九月十九日

建物本社

小社一所

宮山の劔神祭神八劔命神体木像祭日八月廿五日棟札貞享四丁卯年十

月新建

森神十六所

草口の荒神○松鶴木の荒神○木曾傳の荒神○中迫の荒神○曾根山の

三宝荒神○志不計板(坂)の靈神○道下の水神○津戸の荒神○井戸

尻の靈神○戸原山の荒神○家空の荒神○谷畑の荒神○木曾神田の荒

神○大崎の荒神○廣岳の荒神○段の荒神

才坂村

三社大権現

宮山鎮坐

祭神伊弉册尊事解男尊速玉男尊○神体木像三

祭日九月廿九日

建物本社拜所神樂所仮屋鳥居

棟札建立三所権現本地薬師観音勢至慈現弘治三丁巳九月廿六日当住

地土佐国住法印花藏坊善宗両家始一統願主山城守彥長保朝臣奉行宗

兵衛尉恭弘神主四^(和)兵衛尉市知泉丸大工福田武藏入道小工大橋

次郎左衛門尉鍛冶尾越藤左衛門○奉再興当社三所権現本地薬師観音

勢至慈現任給所也発願敬白大檀那大伴連元保并女大施主以下代官長

昌大工信次等一一諸願皆令満是如件石州安濃郡多米称庄波根郷榊坂

村願主于時天正年強圉赤旧着弥生下幹修之○奉上葺当社三所権現本

地薬師観音勢至当村加護祈所本願勝部宗左衛門尉同吾郷新右衛門尉

于時慶長十九甲寅年九月廿六日神主紙太夫

宗雄云八重葎に熊野権現とあり彥八伴の借字なるへし

社領高三斗此現米四斗三升

末社大元社

小社九所

大年の大神○養安寺山の地鎮守○才上の地主神○大年迫の大神

○□(小)門の地主神○平藏の荒神○竹屋の地主神○神谷の荒神○

大神の金輪神

森神十五所

大以後の地主神○森本の荒神○堤迫の地主神○才上の幸神○道上の

山神○豆(足)谷の荒神○山神谷の山神○段の地主神○大神の荒神

○竹上の荒神○地主藏の荒神○井下の荒神○宮山の山神○をろし

(ヲロシ)明の地主神○坊河内の水神

山中村

藏王神社

三竹鎮坐

宗雄云三竹を或は三滝山ともあり

祭神安閑天皇○神体石

宗雄云美濃郡乙子村の蛇王権現同郡市原村の大麻山神社の祭神を

も此天皇と申し那賀郡大麻山神社を藏王権現と云ふとを合せて考

るに祭神は何れも天日鷲命なるへし安閑天皇と申し吉野の藏王社

を此天皇と申すに依たる誤なるへし

祭日九月九日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札造立藏王権現元和六庚申卯月七日信心左近太夫

社領高一石三斗此現米七斗五升

末社荒神

小社三所

かんさし(カンサシ)の諏訪神祭神天御中主命○三竹の大元社○大

畑の大山神社

森神六所

床の小屋床神○迫の鎧迫神○前岩の前岩神○矢田森の荒神○田の藪

田神○古城山の荒神

神原村

若一王子社

神原鎮坐

祭神天照大御神○神体石像木像

宗雄云以前回祿のとき一体損し給ふ故に石に替ると云伝ふ男女の像なり祭神は熊野権現と同神なるへし

祭日九月朔日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札新建元祿八乙亥年卯月願主庄屋品川理兵衛

社領高三斗此現米三斗五升

小社四所

風呂屋(フロヤ)の大元「神」社○板井打の天満宮神体木像棟札奉

新開光供養天満宮時宝曆十三癸未七月廿五日施主品川長兵衛宝生山

金剛乘苾芻亮銚謹識○神原の伊勢宮○大明の大歳社

森神十所

かんのめ(神野目)の神面森神*○同所の毘沙門森神*○とうたき(道

滝)の道滝森神*○才谷の大歳神○ふこや(不古屋)の荒神*○あさ

かは(朝川)の朝川森神*○竹(建)部の神松森神*○同所の荒神

○山郡の荒神○山下の荒神

*「安濃郡神社書上帳」では、いずれも後から「地主神」に訂正されている。

**「安濃郡神社書上帳」では、後から「荒神」に訂正されている。

宮本鎮坐

祭神朝倉彦命○神体木像

式内

祭日八月十日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札奉新再興石陽安濃郡朝倉村朝倉彦命神社一字正徳三癸巳十月九日
日祠官波根東村坪倉左門願主頭百姓嶋林作兵衛同内藤勘右衛門庄屋

安岩半兵衛岩谷六良左衛門同傳兵衛惣氏子中裏に此棟札者安永八年

亥夏神社号願二付神主壺倉雅楽佳遇上京之時持之捧神祇官吉田御家

老鈴鹿丹波守殿ヲ始四人之衆中其外取次衆大角左膳列座之上私ヲ被

召高声ニ読上有是奥之間ニ吉田殿兼雄御掛床几被召聞祐筆衆籠字ニ

而棟札写取神社号御免書与一所ニ相渡被申候依之為後念ケ様書残者

也神主壺倉雅楽書庄屋森山仲右衛門頭百姓岩谷亦兵衛同利右衛門

社領高三斗此現米一斗六升永錢十三文五分

美延神社

山谷山鎮坐

祭神詳ならず

宗雄云甲斐国ニ身延あり是より遷りたるにや

祭日九月三日

建物本社拜所鳥居

大仙神社

大山鎮坐

祭神大物主神

祭日四月十七日

建物本社神楽所

朝倉彦命神社

朝倉村

森神八所

荒神山の荒神○同所の荒神○山谷の荒神○仲尾の森神（地主神）○
内郷地の森神（地主神）○徳藏の森神（地主神）○同所の森神（地
主神）○紙屋の荒神

波根東村

八幡宮

宮山鎮坐○旧地波根西村平山次に当村小谷山永禄中当地に移す

祭神菅田別命足仲彦命息長足姫命○神体木像三

祭日八月十五日

建物本社幣殿神楽所拜所鳥居

棟札石州安濃郡波根村奉新建立八幡宮寛文二年壬寅霜月守護高山孫
兵衛同吉永加藤内藏助御代官間宮治左衛門浅井二郎左衛門当村庄
屋高野弥三右衛門老中錦織太兵衛三谷庄五郎大旦那加藤太助川上
六右衛門多根森山九郎左衛門本願坪倉豊前守正次

社領高三十三石此現米四石五合永銭二貫二百八十一文五分

末社若宮

同東照宮

同稻荷社

同牛頭天王社

社人壺倉六郎家筋壺倉式部正明は備後国東条新三良兼定の孫三刀屋
藏人久定の子なり新三郎永正中大内義興に属し後尼子家に属す富
田落城後浪人となる藏人子源四郎永禄十二己巳年当村神職となる
天正二甲戌年六月毛利家の免状を受け式部正明と号す当壺倉六郎
まで十三代相続

宗雄云壺倉ハ禁裡の侍なり御茶寒冷を凌ため壺を愛宕山の麓に囲

ふ其守護職たり其功に依て壺倉姓を賜ふと云ふ兼定武芸を好み京
都合戦に大内に属し備後東条にて菜地（菜九）を蒙り城主となる同国山
内直通と確執合戦に打負け出雲国に落ち三刀屋彈正左衛門為虎の
遊客となり日御崎に終る墓は御崎と宇籠との間の坂の傍にあり兼
定子二人あり三刀屋の子となり尼子晴久の近侍となり三刀屋藏人
と云ふ富田落城後再勝久に仕え討死す妻子零落神門郡橋波村に隠
る一男子源四郎当村神職となり三刀屋を憚て壺倉を姓とすといふ

朝倉神社

宮谷鎮坐

祭神天忍穗耳命天穗日命天津彦根命活津日子根命熊野久須毘命奥津
嶋比賣命市杵嶋比賣命田心姫命○神体八外二隨身

宗雄云此祭神を以て按ふに旧く八王子社と云しことハ無きか

祭日八月朔日

建物本社拜所鳥居

棟札新建朝倉大明神元禄十六癸未二月○石見国安濃郡波根郷東村朝
日山麓古木満々たる林中一宮社御神体九体在朝倉大明神奉申云々此
山城主波根富永殿御時七反神田有云々祠堂古瀬宮内と書付社内に在
云々元禄十五壬午年冬霜月下旬当社建立本願主当村庄屋加藤三右衛
門為利朝日山御城主富永山城守元保家来加藤主殿四代之孫胤記之社
内奉納者也

小社二十二所

西迫の廣瀬神○同所の立田神○越谷曾根（越谷）の伊勢宮○東曾根
の天満宮○榎木曾根（榎木）の春日社○西曾根の賀（加）茂社○前
谷の大歳社○飯（半）田山の毘沙門「社」○水迫西曾根の金刀比羅

社○長者原の大山神社○半田の大歳社○おこし(雄鷲)の大歳社○砂(沙)山の大歳社○半田山の多賀社○才神の道祖神○上町の恵比酒神○中町の荒神○灘焦緑堂下(灘)の住吉社○濱の蛭児社○中濱の祇園社○水迫西曾根(水迫)の大住社祭神大己貴命少名彦命○外囊の天禮比神(社)祭神天照大御神

森神五十二所

味泉寺の水神○栩木山の大年神○同所(栃木山)の荒神○上川内の三宝荒神○同所の水神○飯(半)田山の大年神○上川内の霊神○同所の三宝荒神(荒神)○同所の水神○同所の霊神○同所の土祖神○同所の大黒(國)神○同所の大年神○同所の水神○坂根の荒神○同所の大年神○なめら(滑)の荒神○田長上の水神○田長の荒神○同所の霊神○前谷の大年神○前飯田の荒神○飯田山の大年神○京田屋(原)の大年神○町の荒神○上町の霊神○味泉寺の霊神○上町の霊神○坂根の霊神○新市の水神○同所の霊神○上山の霊神○ミヤま(美山)の倉稻魂神○紺屋やしき(屋敷)の荒神○上山の鏡神○同所の宥翁神○さこ(左古)の荒神○宮後の恵比酒神○同所の大黒(國)神○町の荒神○上町の荒神○同所の水神○山谷の荒神○同所の水神○町の荒神○同所の土祖神○なた(灘)の霊神○上町の霊神○町の霊神○天は(場)の水神○田長の水神○中町の水神

波根西村

苅田神社

神谷鎮坐

祭神苅田比古苅田比賣命稻倉魂神○神体木像二式内未詳

祭日八月廿日

建物本社幣殿神楽所拜所鳥居

棟札刈田神社御殿天正十八年庚寅九月日領主富永山城守殿祠官坪倉式部○新建立神谷大明神社壇延宝三年三月吉日神主豊前○奉新

遷宮神谷大明神石州安濃郡波根西村十二氏子延宝四季丙辰九月吉日神主坪倉豊前正次

日神主坪倉豊前正次

末社大地主神

同大地主神

宗雄云地主神に大の字を加へたるなるへし

大元神社

柳瀬浦鎮坐

祭神國常立命

祭日四月朔日

建物本社拝処鳥居

末社蛭児社

大元神大歳神社

久手浦鎮坐

祭神國常立命倉稻魂神

祭日三月四日

建物本社幣殿

小社三所
久手浦の蛭子社○同所の大山神社○同所の大歳社

森神十三所

久手浦の霊神○同所の地主神○同所の霊神○同所の霊神○柳瀬浦の地主神○同所の地主神○大浦(津)の大歳神○同所の大元神霊神○

西村上の水神荒神靈神○すつミ(須津美)の荒神○同所の水神○同所の靈神○西村上の靈神

刺賀村

刺鹿神社

田中鎮坐

祭神大彦命○神体木像

宗雄云此祭神信かたし丹波国何鹿郡に河牟那備神社佐須我神社あり本國にも当郡に当社と神邊神社のあり頭註に神邊神社の処に刺鹿神社を遷とあるを思ふに由緒あるならん神邊神社ハ事代主神に坐す【これに由ある神なるへし】式内神社考に就て見るへし

式内

祭日九月廿九日

建物本社神樂所鳥居

社領高二升此現永錢四文四分

八幡宮

門谷鎮坐

祭神應神天皇神功皇后武内宿祢○神体木像五鏡三

祭日八月十五日

建物本社神樂所拜処鳥居二神庫

棟札欽奉修造石州安濃郡当社八幡宮一字慶長十一年丙午八月廿八日

本願和田宗右衛門

宝器鎧兜

社領高一石五斗此現米一石一斗四合三勺永錢百四十八文八分

末社新羅神

同劔神社

同天満宮

同金刀比羅社

同稻荷神

同来成天王社

社人瀬尾藤太郎家筋万治三庚子年三月十九日瀬尾河内守吉勝祠官に成る寛政十一己未年三月廿六日瀬尾淡路亮陳鎮神主に転職吉勝ヨリ藤太郎まで七代相續

大元神社

西川浦鎮坐

祭神国常立尊○神体木像

祭日三月三日

建物本社神樂所拜所

社領高一升八合此現永錢三文五分

小社九所

市井山の愛宕社○二山(二つ山)の春日社○同所の大山社○圓光寺

の王子社○向山の伊勢宮○江谷滝山の巖嶋社○同所の八重山社○

西川浦の恵比須社○市井谷門谷の間(市井谷)の幸神社

森神二十一所

宮尾の地主神○田原の地主神○上野尻の地主神○曾根の地主神○中

屋敷の地主神○井戸上の地主神○門谷大上空の地主神○土居後の

地主神○土居下の地主神○中下の地主神○下畑の御崎神○笹原の

御崎神○小原田の御崎神○今井谷寄口の御崎神○黒田の御崎神○

宮前井戸の水神○市井の水神○今井の水神○清水井戸の水神○段

迫の水神○奥市井の貴船神

鳥越村

神邊神社

神田邊山鎮坐○仁和二丙午年十一月廿日当郡刺賀村刺鹿神社ヨリ勸請相殿若一王子神承平元辛卯年九月紀伊国熊野有馬より勸請と云ひ伝ふ当村神邊より慶長九甲辰年八月十五日若一王子社に合祀

祭神大彦命相殿若一王子○神体木像二

宗雄云祭神ハ事代主神なること別に記す

祭日十月朔日

建物本社神楽所拜所鳥居

棟札奉造立王子尊社一字伴連元保生年戊申歲敬白石州安濃郡鳥越村代官富永惣左衛尉催士荻野弥三郎于時文祿四未年九月吉日内藏太夫○建立若一王子権現元文五申八月神主橋田播磨守信政裏に石見国壺社正三位神邊神社延喜式曰人王五十八代孝光天皇仁和二丙午十一月廿日延喜七年乙卯正月被授正三位神邊神主当役云々○上葺若一皇子神邊神社寛政十一年未九月廿九日神主橋田豊後守○此外天正十八庚寅年七月の棟札に神邊神社大彦命とあり【と云と字形見分かたく覚束無し】

宗雄云文祿に若一王子とあり元文に棟札の裏に始て神邊神社と記しそれも延喜式に曰と頭註の説に依て記し次に寛政に両名を記し方今若一王子と云を全く除たること鳥井村の佐比賣山神社と同じ天正の棟札は信偽分け難し

社領高二石此現米一石四斗四升八合三勺永錢百四十文

末社佐用媛神社

八幡宮

神田邊山鎮坐○永享元己酉年八月十五日豊前国宇佐より勸請

宗雄云天正十八年極月十二日神領証文に若一王子権現八幡大神宮

とあり

祭神應神天皇神功皇后竹内宿祢^(武)○神体木像

祭日八月朔日

建物本社

棟札奉造立八幡宮享保十四年五月

社人橋田千座家筋文祿の棟札に内藏太夫とあり千座まで十代相續

小社三所

中空の大元神○恵比須(依比寸)山の恵(慧)比須社○尾上の大山

権現(大山社)

森神三十一所

大年の大神神○神邊の国常立神○段空の埴山比賣神○奥屋敷の大国主命○長崎の金山彦神○同所の大名持命○下橋の大国主神○一人女郎の大山祇神○越中迫の御前森(神)○奥屋敷の入南権現(入南神)○寺上の保食神○新田の級「長」津彦神○向山の垣(埴)山比賣神○同所の伊加豆知神○同所の大歳神○寺床の屋舟神○新田の大国主神○同所の大国主神○越道の竈処神○同所の竈處神○同所の猿田彦神○同所の猿田彦神○南鼻の稲倉魂神○近江堂の大神○同所の御年神○柳下の八衢神○厄介の猿田彦神○新屋迫の宇氣母知(保食)神○引地空の風神○段空の少彦名神○田中屋敷の御井神

宗雄云斯く悉く正しき神名を充たるハ近頃神奴の所為ならん

鳥井村

佐比賣山神社

市岐嶋山鎮坐○寛平三辛亥年五月朔日美濃国不破郡金山彦神社を勧請と言伝ふ

祭神金山彦命金山姫命○神体木像二石一

宗雄云神体の石と異形の木像一とか巖島神の御なる由ハ辛未春改の時に書上しを其後巖島神を全く除て相殿にも末社小社森神にも記さゝるハ如何にそやまた佐比賣山神を金山彦命と云は頭註に従り美濃国より勧請と云ハ迺摩郡銀山の佐比賣山神社の伝にて当社
の固有の社伝に非ず

祭日三月十七日

建物本社神楽所鳥居

棟札上葺巖嶋大明神正徳元年辛卯七月社守橋田淡路守同信濃本願宮
脇傳三郎細田彦六庄屋重富久兵衛○再建佐比賣山神社市杵嶋大明神
合座一字明和十亥三月神主橋田上總介○奉造宮佐比賣山神社寛政六
寅三月十六日神主橋田右京

宗雄云地名を市杵嶋山と云を思へは是そ固有の神なること正徳の棟札にて著明し然るを明和に合座とし寛政に全く除きて佐比賣山神社と為たる巧の程を推察すへし正徳に上葺とあれハ是より以前なるも有しを取除きたるに正徳のを除き漏したるものなり【凡て神社の古伝を乱すハ僧坊のみと思ひしか社人もほと／＼奸曲あり】

八幡宮

八幡原鎮坐○応永廿三丙申年勧請と云伝ふ

祭神應神天皇神功皇后武内宿祢○神体木像三

祭日八月十五日

建物本社神楽所拜所鳥居

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡(山崎 亮)

棟札造立宇佐八幡宮大旦那源長旗石州安濃郡鳥居郷元龜三年壬申十二月大宮司權之進

社領高一石五斗此現米一石五斗四升一合七勺永錢百四文

末社若美靈社

同稻荷社

同若美靈社

同恵比須社

同靈結社

社人巨勢正枝家筋橋田信濃守好政宝曆八戊寅年神主となる是より以

前巨勢右京より正枝まで十三代相續

小社十三所

心光院山上の金刀比羅社○同所の高来神「社」○脇田浦の恵美須社
○傳久山の道祖神「社」○志田大満寺「内」の地主神「社」○志田
の地主神「社」○権現山の権現社○鷲(佐義)山の鷲「神」社○高
濱の山王社○迫(佐古)の大元社○石藤四郎の稻荷社○同所の大
社○船越の大山社

森神八所

迫(佐古)の新羅神○鉢迫(佐古)の道祖神○迫(左古)の荒神○
百濟の蛭子神○迫(佐古)の地主神○同所の地主神○高濱の藪神(地
主神)○狐山の地主神

野井村

八幡宮

伐入山鎮坐

祭神應神天皇神功皇后武内宿祢○神体鏡三陶物像三中坐の裏に宝永

四己酉四月云々

祭日八月十一日

建物本社幣殿拜所神楽所鳥居

棟札造立安濃郡長久郷八幡宮大壇那源朝臣小笠原與次郎長旗同名上

野介長実元龜二辛未年八月別当権律師宥□○造立云々慶長五庚子年

八月大壇那大江朝臣中納言輝元佐世石見守元嘉本願坂根孫兵衛楽頭

田中右京田中助右衛門

社領高一石此現米五斗二升五合永錢三百廿文八分

末社稻荷社

同大山社

同若宮社

野井神社

雷山鎮坐

祭神加茂神○神体石

宗雄云嘉永二年の棟札に加茂大明神祭祈神別雷命とあり地名を雷

山ともあれと【加茂神ならば事代主神なるへし但】此所は安濃郡

の本なる由なれば紀氏の祖神にて邑智郡天津神社と同神なること

彼の地を吾郷と云ひまた野井と云地のあるにて知へしなほ式内神

社考に就て見べし

式内

祭日三月十五日

建物本社神楽所鳥居

棟札造立延宝四辰十一月神主石崎左京市理兵衛○安濃郡長久郷正二

位野井神社寛延元戊辰年閏十月十七日神主朝倉對馬守市

森神五所

伐入「山」の大元神○清徳の荒神○劔田の劔森○東山の地主神○阿弥陀堂の荒神

土江村

迹幣姫神社

松之前鎮坐

祭神大屋津比賣命爪津比賣命○神体木像三石鏡

宗雄云此祭神ハ頭註に従へるものなり迹幣姫神は土神埴山比賣神

の亦名にて丹生都姫神とも尔保都比賣神とも申す

式内

祭日九月十九日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札拜殿安永四乙未年九月十三日○葺替土江村迹幣姫神社市杵嶋大明神一字天明四甲辰年九月祠官山本伊豫正長

宗雄云両社にハ非ず天津神社本座大明神霹靂神社石川大明神など

称す此辺の風なりさて市杵嶋大明神とあるを思へは是そ実にて迹

幣姫神社と申すハ後に当たる物なるへし

荒神社

山根鎮坐

祭神土御祖神○神体石

宗雄云文化十一年の書上にもかくあり当社も上の迹幣姫神に由あ

る社といふ

小社九所

大迫(佐古)山の金刀比羅社大山社○屋敷の日(火)守社○北屋敷

の若宮社○前屋敷の天満宮○山鼻の大歳神○大せと(瀬戸)の大歳

神○山鼻の地主神○屋敷の地主神○山鼻の地主神

森神八所

後平の地主神○天守の地主神○中村の地主神○伊こはた（井後畑）
の地主神○落合の地主神○野井川原の地主神○山鼻の幸神○法尺の
地主神

延里村

八幡宮

宮山鎮坐

祭神菅田別命氣長足姫命玉依姫命相殿若一王子神○神体木像二鏡幣
祭日八月十五日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札上葺宝永七庚寅七月八日神主山本伊豫守正次○新建明和元甲申

八月祠官三本伊豫守藤原正命同越後守正延

社領高二石此現米一石二斗八升四合永錢八十文

末社稻荷社

同東照宮

社人山本務家筋先祖山本清太夫とあり貞享中山本権之丞より努まで

十一名散見

小社一所

山倉寺山の熊野社

宗雄云山倉ハ岩倉によりて号たるか又ハ山は岩字の画を失たるか

猶考ふへし

森神四所

大年の大元神○山倉寺の大枚神○宮田の荒神○和田の幸神

上山村

八面神社

東山鎮坐

祭神百足尊○神体木像三

祭日九月十五日

建物本社拜処神楽所鳥居

棟札建立八百八明神慶安四辛卯年九月○天明元辛丑年九月再興勝部

日向守藤原政願裏に四十九代仁明天皇御宇鎮坐

末社鷲神社祭神稻脊脛命

元宮神社

西山鎮坐

祭神伊弉諾尊伊弉冊尊佐比賣山神○神体木像三

祭日九月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札建立本宮大明神寛永二十一甲申霜月十八日勝部大和守清正本願

藤原朝臣矢野治右衛門家次

社領高二斗此現米一斗壹升七合五勺

末社西光神

同稻荷神

社人勝部市内家筋出雲国佐陀社正神主勝部某末葉と云伝ふ勝部河内
当社職になりてより市内まで十代相統

八幡宮

八幡山鎮坐

祭神應神天皇仲哀天皇神功皇后○神体木像

祭日八月十五日

建物本社神楽所鳥居

八面神社

志學村

棟札再建八幡宮御地頭加藤内藏助殿御代文に安濃郡東上山村八幡宮

御神本鎮坐

立柱上棟爰四位家藤原朝臣矢野与兵衛元嫡家矢野庄三郎施心云云

祭神面足命惶根命大己貴命○神体木像五

明曆三丁酉十月本願西上山住矢野庄三郎

宗雄云八面ハ三瓶山の八面に祀れる由なるか面字に泥て此祭神を
当たるなるへし但し大己貴命は由あり棟札に御神本とあれば益田
家の祖を合祀せるならん此辺福屋氏の家多し

小社七所

下谷の大元神○柳田の若宮○大迫の荒神○浄光の稲荷社○道下の大

年社○塗屋上の荒神社○荒神風呂の荒神社

祭日九月廿九日

森神四十九所

建物本社拜所神楽所鳥居

檜原の荒神○同所の荒神○同所の荒神○同所の荒神○坂辻の荒神○

棟札志學村宮作三幣八面御神本大明神本地金胎八面荒神本殿造建慶

同所の荒神○同所の荒神○才埜の幸神○同所の大神○狭間上の荒神

安三上章撰提格年長月廿一日神主勝部河内守正堯藤原朝臣文中に古

○畑田の荒神○ましは(眞柴)の荒神○田畑山の土公神○浄光の金

宮大永四年甲申八月廿九日造畢

屋子神○朽木山の荒神○曾根上の荒神○同所の荒神○同所の荒神○

宗雄云棟札ハ緊要と寂古とを記す下是に従へし

枋(朽)の木の荒神○同(朽木)頭の荒神○茶木迫の荒神○土井(居)

社領高三斗此現米五斗二升

庭の地主神○畠尻の荒神○同(畠尻)下の荒神○風越の荒神○牛谷

末社金刀比羅社

の荒神○鉄穴市の荒神○崖の荒神○同所の荒神○同所の荒神○同所

同滝神社祭神瀬織津毘咩神

の荒神○同所の荒神○横田奥の山神○山奥の荒神○鳴立の荒神○森

同鷲神社

田上の荒神○森脇上の荒神○大年風呂の齋神○平田の天神○道上の

同天満宮

荒神○殿敷上の荒神○寺市の地主神○同所の荒神○前市の劔神○同

社人高橋重直家筋高橋河内より当重直迄十一代相統

所の荒神○摺屋山の荒神○八幡山の齋神○同所の元山八幡「宮」○

三瓶八面神社

大迫の山神

久部山鎮坐

宗雄云齋神ハ大歳を音に唱へ大齋と書もし唱もすること彼是あり

祭神武甕槌命○神体木像二共に女体

大年風呂の齋神ハ大齋の大字を省にて大年神なること大年風呂と

宗雄云此祭神如何あらむ神像の女体な□由あるなるへし

祭日九月廿九日

建物本社拜所鳥居

棟札建立八面大明神寛文六丙午八月神主池田之宮内太夫並越後掾裏に国主加藤内藏助享保二十乙卯年九月廿九日鳥居の棟札の裏に第一志學村氏宮二番久部村氏宮第三池田三瓶谷四番多根村氏宮五番山口村藤江六番角井村湯比社七番同村土木社八番上山村氏宮以上八社神三瓶山御番

社領高六斗三升一合此現米永錢三百九十一文七分

撰社八幡宮神体木鏡祭日八月十五日棟札宝永六戊丑年四月葺替

末社須勢理姫命

宗雄云杉の太木に祀て社はなし古より蘇勢理姫森と云伝たること私考に見ゆ是そ古伝の存にて三瓶山に由緒あること石見国式内神社考に云を見へし

小社七所

地中の熊野社○溝熊の熊野社○早水の廣田社(神)○同所の恵美須社○立石の稲荷社○町の恵比(美)須社○同所の恵比(美)須社

宗雄云明治三庚午年四月十七日此所の町焼失の時恵比須社類焼せり其後町屋を建しか此社を建されハ神憑ありて人家をは建たれと我社を建さる故に住所なし早く建へし若建てなは□存寄り有りと教覚あり此時神奇の事もあり故□其翌日より取懸り小社なれハ二日の間に出来せりと庄屋梶谷彦十郎の直咄なり

森神廿七所

才木の太歳神○森下の荒神○同所の三瓶神祭神大己貴命○同所の才神○鴨谷の鴨神祭神天鳥船命○滝谷の滝神○立石の若宮「神」○横畑の荒神○京塚の地主神○同所の荒神○中原の太歳神○横枕の荒神○神田の太歳神○岡本の地主神○久部山の山神○同所の荒神○早「水」の山神○大年風呂の地主神○畑中の地主神○権現の荒神○雷

雨石(雨石)の地主神○井戸下の水神○小田の地主神○原奥の荒神○原の地主神○同所の荒神○下谷の地主神

宗雄云鴨ハ事代主神なるへし大年風呂は大年神ならむ風呂とハ牟呂の訛にて則ち森を云ふ

長原村

小社七所

鉦原の大年社○坊地の大年社○井手口の妙見社○添谷の大年社○井手口の荒神○同所の荒神○大亀頭の荒神

森神二所

大亀頭の荒神○井手口の荒神

加淵村

金社神

芳迫鎮坐

祭神金山彦命○神体木像二

宗雄云佐比賣山神を金山彦神と云は頭註に従へるものなり当社も金山彦命とあれハ必ず三瓶大明神とも八面神ともあると同神なるへし金社ハ金山彦神社と云を略称せるならむ

祭日九月十九日

建物本社神楽所鳥居

棟札建立元禄十四辛巳林鐘廿二日祠官高橋大和守○再建金社大明神金山彦命元文四己未五月五日

社領高二斗此現米三斗七升

森神十七所

恩賀迫の大元神○木谷の荒神○水迫の荒神○繁山の荒神○米谷の荒神○肥前畑の荒神○同所の荒神○坂平の齋神○半田の荒神○八毛通の岩棚神○小坂の荒神○宮山の齋神○村境の山神○同所の山神○同所の山神○同所の山神

創建享保十九甲寅孟夏十日福谷山城政重文に従_二永禄六年癸亥建立_一至_三享保十九年二百七十二年也次従_二再創貞享三年_一至_三甲寅_一四十九年社領高四斗此現米一斗五升

池田村

浮沼地中嶋鎮坐

高田八幡宮

祭神迹幣姫命○神体木像二

亀兵(岳) 山鎮坐

祭神品陀別命帶中津日子命息長帶姫命

宗雄云棟札に巖島神とあり此外元禄の頃まで巖嶋神とあるを宝永四丁亥年に至て初て迹幣姫命と申出たり其は迹幣姫神社辨財天社再創記とありて奥に前永平崇福六世湛中叟獨澄謹書とあり是は其頃社人の崇福寺の僧に誂て書たる物なり内心に当社を式内社と□

祭日八月廿五日

建物本社幣殿拜所鳥居

棟札奉造建天文十八年己酉十一月十五日檀越佐波越後守三善朝臣興

連同與三左衛門尉三善■云々神主中務太夫藤原兼久

社領高二石此現米一石六斗

末社金刀比羅社

なき迹幣姫命と云ふハ如何なる【しれ】心そや

祭日六月朔日

同稻荷社

建物本社拜所鳥居

佐比賣山神社

三瓶谷鎮坐

祭神詳ならず○神体木像六

棟札奉建立巖島大明神永禄九丙寅年十月廿一日裏に大平池内藤兵衛尉隆宗大宮大平主税之助述廣大宮藤原長門守高廣大工藤原神門与三郎清長八幡福屋左衛門太夫兼久池神主福屋中務清久○造立巖島大明神承応四乙未六月文に賀藤藏内助殿当所拝領時

宗雄云女体三面の像と女体一尺一寸と□作と見え其余も両度改し

と見えて新古ありまた八面神に三面の像を鎮座する八面字によれ

るならむ此辺大概三面の像多し一体なるハ佐比賣と云によれるか

祭日八月朔日

建物本社

社領高二石四斗此現米五斗

〔末社二字 内 金刀比羅社 稻荷社〕

棟札建立三瓶八面大明神貞享三丙寅十一月廿六日福谷越前久廣○再

社人福谷正直家筋福谷宮内より正直まで二十代相統正直慶応元乙丑年六月十五日加賀守従五位下に叙す

八幡宮

横原鎮坐

祭神品陀別命帶中津日子命息長帶姫命大雀命武内宿禰○神体木像七

新古あり

祭日八月二十日

建物本社拝所鳥居

棟札慶長十一丙午十二月十五日檀那甲子歳福万市兵衛藤原恒久小使

者星野助兵衛尉裏に先再建天文十一年卯月吉日建立畢

小社六所

西田の大歳神○野畑の大歳神○奥畑の山王社祭神猿田毘古命宇受賣

命木花開耶姫命○野(町)の恵比須神○上屋敷の崇荒神(崇荒)○大歳(大)の

大歳神

森神百十六所

小田の山神○池原の山神○小原の山神○高利の山神○町の山神○

大江の山神○西田の山神○横原の山神○野畑の山神○奥畑の山神○

曾根の地主神○稲葉尻の水神○砂田屋の地主神○中田の地主神○稲

葉尻の地主神○同所の地主神○越古田の山神○角屋の水神○同所の

水神○大田屋の地主神○池奥の地主神○同所の地主神○同所の地主

神○池原の地主神○塩田屋の地主神○小原の地主神○同所の地主神

○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○下原の地主神○笹原

の地主神○原奥の地主神○同所の地主神○新城の地主神○たふさや

(タブサヤ)の地主神○同所の地主神○同所の地主神○西垣内の地

主神○同所の地主神○笹原の地主神○同所の地主神○二次(須)の

地主神○土居山の地主神○宮の地主神○石屋の地主神○同所の地主

神○金穴の地主神○同所の水神○同所の地主神○同所の荒神

○崇福寺の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○

宮山の荒神○ぬりや(塗屋)の地主神○大半場の地主神○向坂根の

地主神○後川の地主神○見世(ミセ)の地主神○九日の地主神○小

原田の地主神○浄土屋の地主神○下川原田の地主神○山根の地主神

○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○城本の水神○奥森

の地主神○向田の地主神○稲葉の地主神○御崎藪の地主神○井戸上

の地主神○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○坂根の地主

神○湯谷の地主神○後路の水神○同所の地主神○櫻原の水神○同所

の地主神○上湯谷の水神○堂原の地主神○同所の地主神○同所の水

神○堂原(同所)の地主神○同所の地主神○鈿の金屋子神○小前の

地主神○鈿の地主神○中垣内の地主神○鈿の水神○鳴の地主神○川

畑の水神○埤の地主神○隠居の地主神○埤の水神○同所の地主神○

同所の地主神○同所の地主神○一丁田の荒神○木下の地主神○同所

の地主神○向屋敷の地主神○同所の地主神○木下の地主神○段原の

水神○同所の地主神○同所の水神○下谷の水神○城平の水神○徳高

の地主神○同所の地主神

小屋原村

若一王子社

龜山鎮坐

祭神伊邪那美命速玉男命事解男命○神体鏡幣鎌

祭日九月五日

建物本社拝所神楽所鳥居

棟札再建宝曆十辰四月福谷越後春栄文に宝曆十辰仲春十日近隣の俗

屋より出火本殿焼失神体自飛て隣郷の松梢掛給ふ

社領高二斗此現米一斗九升八合

撰社杵那都岐神社祭神八束水臣津野命大己貴命神体木像銚旧号佐比賣山神社永祿三庚申年改称祭日九月六日

宗雄云棟札に安濃郡小屋原村再建佐比賣山神社御舎一字神主福谷求馬藤原春門敬白永祿三庚申年三月十五日正遷宮近來世乱騷云々宮殿焼失度々歎ケ敷云々依之三瓶山ヨリ此処云々杵那都岐大明神ト改云々八束水臣津野命也裏に大工棟梁とあり此棟札文字数多消失て云々と記したる処は字画見へす安字も見へす再建佐御の四字画を損たれと慥に知れたり至極古物とは見たれと偽物なるらむさるハ消字と字画の闕たる文字は必用な文字に非す必用の文字ハ皆存して文意全備したるを思へハ後人の所為なりまた杵那都岐大明神と改とあれば是を正面に書くへきに猶佐比賣山神社と記しは何事そ龜漏と云へし殊に此時代の認め様に非すさて貞享三丙寅年九月の棟札にハ杵築大明神とあり

同彦山鉄矢大神祭神金屋(山)毘古金山毘賣命神体短刀鎌鉦鉄祭日六月十五日

宗雄云棟札に■山■矢大権現御社檀安濃郡太田北之■之■池田小屋原民部兼秀云々文祿四乙未云云五日繁昌清云々裏に鍛冶藤原氏品川太良大工源氏森山善兵衛小工藤原氏奉彦云々神主藤云々とあり文字消失て読難し然とも彦山鉄矢大権現と知られ太田北之郷の内と察らる、如く必用の文字の損さるを思えハ是も後人の手に出來たるならむ又神主藤原朝臣福谷民部兼秀■と察らる、如く裏表に文字を存したる事の巧なるを知へし嗟呼

棟札新建立彦山鉄矢大権現享保十三申三月三日本施雲州飯石郡宮中村寄清観法師百日間徴矢打請言ヒテ立之申也裏に抑此金山彦鉄矢権

現登申者天地御分事築此山天竺似羅国以多羅山百三十丁四方掛テ降日本葦原国出雲国尔留此山海上仁油羅礼仁有ヨツテ八百万神達御宝便ニテ五色之神通力之綱ヲ以テ五方エ柳の車スイ通力ニテ築留賜山也此山先東エ十三里戊亥エ一里三丁南エ五里八丁西エ七里九丁王龍へ流ルヨツテ南西之綱ヲ強クシテ西の綱本者此三^(龜野)是山也此山者昔八百万神清言乃山也則西ノ綱此山仁築留有仁ヨツテ御番仁末社乃神仁此山ヨリ北ニ当テ杵築大明神登申此山綱本仁油断無之様仁守護賜事無紛此権現者此山之有地為生金山彦権現登勸請被成候其仁ヨツテ昔ヨリ今ニ至迄御社ヲ建立奉仕神宜高貴御神也此山ニ附テ歌ニ曰ク「三つやしろ山つきとめてすむ神に山ふる里のつなをゆるすな」三つやしろ麓にありし氏子をは守らむための社なりけり「峯□^(じ)すむふもとにありし御社をさなすきとめて神をかくすな遷宮道者仁ハ山城守祠官福谷左近藤原春筆

宗雄云是ハ甚拙きものなれともいまた古学の関さる享保の頃か、る事を書しは古書によらず言伝に従たるものなり文の巧拙によらず意味をとるへきなりさて彦山鉄矢神は三瓶山の神にて金山彦神と云は旧き誤りにて頭註の説に従たるものなり杵築神も此山に由緒あり名跡考に就て見へし

末社龜谷地主神祭神大國主命相殿温山神祭神少彦名命
社人福谷十寸穂家筋永祿三庚申年棟札に神主福谷求馬藤原春門と有り其後福谷春榮代宝曆十庚辰年二月類焼世代詳ならず尤春榮より十寸穂まで四代相続

河野通機云永祿三庚辰年福谷春門この次に三世はかり闕あり次に采女次に一世闕あり次に但馬次に丹後次に春治次に春筆次に春榮次に春綱次に春永次に政躬なるへし政躬八十寸穂なり

小社八所

三瓶山腰の龍田神相殿大山下大明神祭神保食神○伊勢風呂の伊勢宮○町の恵毘須社○中原の蛭子神○町の愛宕社○虚角の住吉社○古屋敷の地主社○下原の荒神社

森神四十四所

御崎山の大神○権現山の大神○龜山の稻生神○同所(龜山上)の靈神○三瓶原の山神○幸埜の道祖神○狼谷の御饌神○大暮の宇賀神○御堂原の生玉神○徳原の宝大神(宝神)○大年の大歳神○同所「上」の松尾神○樓以後の御年神○水武(竹)の荒神○大迫の山神○兵栗の荒神○面坪の地主神○江良の地主神○町後の愛宕神○柿木の柿本神○虚角の岩屋神○同所「上」の和田神○野口の野「上」神○所島の水神○いせ(イセ)の高木神○坊前の大草神○福本の丹生神○平安寺の幸神○中村の荒神○温本の地主神○中谷の荒神○道「谷」下の水神○東田の岐神○草山曾根の山神○生駒山の山神○茶臼山の雷神○川原上の藤森神○中山の廣瀬神○才前の大年神○水迫の山神○宝山の地主神○朝平の保食神○枚本の水神○宮迫の山神

吉永村

若一王子社新具蘇姫命神社

王子山鎮坐文治中旧地新山より遷す旧号熊野権現宮

祭神天照皇大神御神安姫命○神体木像男女二

社伝に新山は新具蘇姫命の御廟地なり赤土青土多シ元和年中まで新具須山と唱ふ元禄年中代官後藤覺右衛門御林となす麓に埴安田と云ふ地二所あり今は訛て上の安田下の安田と云ふ埴内田波迹夜田と云あり埴屋と号ふ家あり齋燈免市免新夜口と云所ありまた村内に大災

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』巻一安濃郡(山崎 亮)

ある時は此社の扉自然と開く其時に火鎮祭をすれば免る相殿は天照皇大神なり赤衾伊努大住日子佐□命また其后天甕津日女命国巡行坐とき此所にて御心安からず苦ミ給て葦原に伏なかの大御神を祈給へハ忽に御心し、しくなり給ひて此所は葦の中□詔給ふ是により天照大神を新山の峯に御社を造て齋奉り給ふ

宗雄云葦中の故事ハ石見国風土記にあれと祈坐して何神とも無し若は新具蘇姫命の社のありたるに甕津日女の祈坐けむかくて此社を後世に権現と称すより熊野神または若一王子などを宛たるより遂に大御神と誤たるならむ強て大御神と有を実と為すときは新具蘇姫命ハ安永中社号願のとき祀たりとする外なし平心にして能く思ふへし

相殿式内

祭日九月廿九日

建物本社神楽所

棟札奉斎若一王子新具蘇姫命神社式内神靈御安全成就敬白安永四乙未五月六日行之神主後藤氏掃部藤原高重同姓豊前守藤原高規庄屋長岡伸右衛門御社号願人吾江徳兵衛武啓○再建安永五丙申五月十七日吉永村神主後藤掃部

宗雄云八重葎に権現宮熊野三社伊邪那岐伊邪那美尊天照大御神とあれは古く熊野権現宮と云しを安永四年に願て式社とは為しなるへし

社人後藤八郎家筋後藤早太重則より十八代後藤主計介社職となり当八郎まで七代相続

八幡宮

吉中山鎮坐

祭神品陀別命息長足姫命玉依姫命○神体木像二共に男体
祭日八月十五日

建物本社神楽所鳥居

棟札奉再建吉永郷八幡宮御宝殿元龜二辛未年八月十四日小笠原興二

郎源氏朝臣長^(孫)旗門苗孫太郎源朝臣長^(孫)宮^(孫)民部大夫勝忠○再建

慶長十二年八月十二日本願吾郷平兵衛尉松本孫右衛門尉

社領高三石此現米五斗六升三合

末社大元神(社)松木に祀て社無し

同粟嶋社

同須佐之男命旧号今宮

同地主社

同天満宮(天満天神)

熊野神社

銅山鎮坐

祭神伊邪那美命速玉之男命事解之男命

祭日七月七日

建物本社神楽所

小社九所

稻荷山の稻荷社○中屋敷の恵美須社○向糶屋の地主社○居屋敷の地

主社○空(虚)岡の地主社○大歳の大歳社○森本(下)の荒神○原

畑の荒神○もようし(モヨウシ)の金屋子社

森神三十所

八幡宮境(山林)内の山神○同所(八幡社境内)の御井神○同所の

地主神○同所の荒神○同所の荒神○同所の地主神○平堰(堰平)の

荒神○石口の荒神○兵庫屋敷の大歳神○神王山の大歳神○中原奥の

大歳神○正坊の荒神○風越の山神○豆腐屋の地主神○御崎上の日御
崎神○御崎山の御前神○森後原の山神○新山下の荒神○山根の大歳
神○小別曾の山神○宮脇の大歳神○大年の大歳神○同所の大歳神○
大年谷の大歳神○清水の地主神○同上の地主神○小丸の荒神○大年
の大歳神○小丸の荒神○深谷の山神

川合村

物部神社

八百山鎮坐神武天皇御寓鎮坐

宗雄云当社の由緒書上に此天皇岩見国を宇麻志麻治命に賜ひ安濃
郡霧降山の麓川合郷に大宮を立て鎮坐とあれと按ふに旧事紀は物
部姓の人の手に成る書なるにかゝる事のありたらむにハ其書に漏
すましきを少も無れは檀原朝の御世に当国に鎮坐と云ふこと疑な
き非す故また按ふに旧事紀に宇麻志麻治命の九世孫物部多遲麻連
公の弟物部竹古連公の処に藤原恒見君長田川合君三川護連等祖と
あるを記伝に此長田は葛城の長田かまた伊賀国伊賀郡に長田あり
阿拝郡に川合ありとあれと本国川合に物部神社の在を思へハ此所
なるも知へからす然は九世孫なる竹古連公を祖とあれは川合君は
それより後の人なるを知べし上世に物部姓の多く有て其住地に遠
祖を祀れるなり物部神社の諸国に数多あるも此故なり竹古連公は
景行天皇の御世の人と思はるまた社伝に継體天皇八年に本社修覆
とあるは物部姓の人の此所に住て社を建たるならむ本社修覆とあ
るは細密に過たり頭註に白鳳三年甲戌三月上旬勸請ともあり此事
は天津神社の処に云へし

祭神宇麻志摩治命相殿饒速日尊布都靈劍○神体劍三

宗雄云一宮記に饒速日命子宇麻志摩手命也頭註に物部神社一坐正五位上宇麻志未知命とあり式にも一座にて前は無し物部氏の祖を宇麻志麻治命とせるハ姓氏録に河内国神別の天神の部に物部首同神子味鳥乳命之後也とあり同神とハ饒速日命にて是を祖としたるハ枚挙に遑あらず記伝に物部の連氏は遠祖宇麻志麻遲命武勇勤功ウケキイコトありける故に天物部の人等を師領しめ賜ひしより子孫世々相嗣て物部を率領て仕奉れるによりて此姓を賜れるなりとあり布都靈劍は大和国石上神社に鎮坐劍にて是に由緒ある事は姓氏録に左京神別の天神の部に石上朝臣神饒速日命之後也とありて次に物部石上同祖と見たり是は物部を率領の職ゆゑに石上の兵器をも掌る為に其地に住るより賜へる姓なり此所なるハ其神宮の布都靈劍に擬へたるにて真物に非ず後世の所為なること更に云はず

神位勲一等正一位授位年歴不詳類聚国史三代実録には貞観十七年十月正五位上とあり○式内○一宮と称す○国幣小社

宗雄云三代実録に貞観十一年三月廿二日庚辰石見国従五位上物部神正五位下同十七年十月十日己未授石見国正五位上物部神従四位下私上二元慶三年九月四日辛卯授石見国正五位上物部神従四位下私考に日本紀略に天慶四年十一月十九日奉授石見国従四位下物部神従四位上一なとあり

陵本社の北八百山にあり

宗雄云本社より一町はかり登てあり近頃一間半四方の垣を造る山の尾の如き所にて上代の墓とは見れと大化の制にハ少か合はず物部氏の此所に初て住る人のなるへし宇麻志麻遲命の物とは思はれず

神詠「諸人の心清くは我もまた影をうつして常に守もらむ

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡（山崎 亮）

宗雄云和論語には結句を常に語らむとあり神詠は風調の優ならず聞ゆるものなりよし人作にもせよ妨無ければ附録するなり

祭日九月九日

宗雄云社伝に神賀祭、斧始、武射神事、祈年穀奉幣、鎮花祭、更衣、端午、鎮火、水口祭、御田植、新嘗祭、物忌、忌籠、鎮魂、燎火、年越祭等総而年中七十余度と記す由緒書上にハ御田植なし七月七日祈年穀奉幣とあり

建物本社幣殿神樂所御饌井屋御手洗井水屋神庫大鳥居小鳥居玉垣瑞垣この外楼門庁之舎宝庫書庫神厩荒垣享保中焼失

宗雄云本社ハ前後一間左右三間三尺高五丈八尺幣殿神樂所は一にて是を拜殿と云ふ前後七間左右六間この余準て知へし

宝器天璽十種神宝神劍寄附の品は歌書二堂上方寄附了海太刀一多々良朝臣寄附経家太刀同寄附黒皮威具足二毛利家寄附流鏑馬の書一黒田豊前守寄附弓射札の書同寄附石灯笼二大久保石見守寄附面三加藤内藏助寄附額一伏見宮御筆菊御紋挑灯二天保九戊戌年三月甘露寺一位殿徳大寺大納言殿より関東に御達に成り伏見御殿御家司連名の御寄付状下る

宗雄云右の外に菅公の影像八頭花形の鏡矢の根一手短刀三内一村正とあり此外古太刀あり神付の古鏡懷紙二尊王「さしのほる日かけに松もさかえなむ兎手かしはハ根さへかれつ、攘夷」もの、ふのえミしを払ふ神風は人の手よりそ吹出にける野之口隆正鶴「末遠きをのかるとせのよはひをもやとにかさねむつるの毛衣前右大臣家厚此外もあり

社領朱印高三百石内二十石永否百二十石年中御祭方内三十石社地七十石金子有卿九十石諸社家配分此現米百四十四石二斗一升三合三

勺永錢四貫百三十八文六分

宗雄云金子家に所持の書付に大家本郷之内萩七原菰口三箇所の事遣_レ之置候全御知行肝要候御馳走專一_二候依一行如_レ件弘治二卯月十一日金子左衛門大夫殿元就とあるハ神領とハ思はれずまた奉寄附石見国迹摩郡一宮大明神同国同郡宅野村七拾貫地事右於_レ今度当国_二依_レ任_レ弓箭本意_レ為_レ国家静謐武運長久奉_レ寄進_レ所之状如_レ件敬白永禄式年未八月廿六日備中守大江朝臣隆元右馬頭大江朝臣元就とあるは全く神領なる但し迹摩郡とあるは違なり宅野村は迹摩郡なり又泉山并阿濃郡之事当秋中_二住_レ存分_二可_レ入_レ手為_レ御祈念_二一宮為_レ定_レ御神馬領大田北之内半石_一之事奉寄進之状如_レ件永禄三年庚申五月吉日金子左衛門大夫殿越後守興連この興連ハ佐和氏なり永禄二年八月毛利氏より神領を奉られたる上に更に佐和氏より宛る道理なければ是ハ竊に企ることありて金子氏に祈念を頼ミ当秋中に手に入て大田北ノ内を半石寄進せむと予め手形を遣はしたるものにて神領の証書とはなりかたしました石州安濃郡之内河合村一宮大明神領高五百貫の地先年_一自社領被付置知行仕来候代々証文数通御座候弘治三年丙辰年尼子殿毛利殿取合之節取失候而無御坐候毛利殿如_レ前之五百貫之地被_レ付置_二候_レ天正十九年毛利殿御檢地之時式百八十五石九斗打渡被_レ下候毛利殿内佐世与三左衛門二宮太郎右衛門兩人連判之証文御座候然者慶長五年子年大久保石見守殿彦坂小刑部殿之時右之証文被_レ成_二御覽_二不_レ相替_レ右之御社領無_レ相違_二被_レ下候所如_レ件巳五月十一日竹村丹後守殿金子左衛門大夫とあれと毛利家よりハ七十貫を奉れること前に記す如しかくて寛文五乙巳年十月廿日始て一宮領三百石の御朱印を賜りたり現米永錢のこと由緒書上とハ相違あれと是ハ其時々_二の定なれ

は此所に記さす

撰社神代七代社祭日九月十一日

同神代五代社祭日九月十一日

同漢女大神宮祭神袴幡千々姫命神体石木像祭日九月十日棟札奉造替

唐女大神宮明和元甲申年十一月十五日

宗雄云祭神ハ石見風土記に津麻日女と号ふとありて唐女とも称す

由なるか古伝にて津麻日女とは柷津比賣神を申し唐女としも称す

は韓神の后神に坐に就て申すか亦は韓国より韓神と共に渡り還り

坐たる故に申にもあるへしかくて韓神五十猛神は迹摩郡磯竹村に

鎮坐し其御妻大屋比賣神は同郡大屋村に鎮座したるに此柷津比賣

神の鎮坐し地のあるを聞かず幸に風土記に少か訛ながら伝の存る

は神この文を亡したまハさる所ならむ猶名跡考に就て見へし

末社稻荷社神体木像青石鏡棟札奉造立稻荷小社一字元禄十六癸未六月二十八日

同荒経霊社祭神須佐之男命祭日二月十一日

同佐比賣山社神体瓶祭日十月晦日より十一月三日まで

同後神社祭神五十桃女師長比賣命祭日十二月中戌日

宗雄云由緒書上に五十桃女なし

同須賀見社祭神六見宿祢命祭日十二月廿日

同乙見社三見宿祢命祭日十二月廿日

同大年神祭日三月十一日

同大元神

同天満宮祭日十月廿五日

同柿本神寛永中勸請祭日六月十八日

社人国造金子有卿家筋宗祖味麻治命十代孫川合社竹古命より当有卿

まで四十五代相統世々長田国造物部連と号処廿一子孫金子左衛門五良高忠金子と改む就中天正十一癸未年閏正月八日金子賢忠授領大和守其後金子正忠従五位下元禄七甲戌年十二月十三日金子良忠従六位下元禄十二己卯年三月十八日金子繁忠従六位下元文四己未年三月晦日金子從繁従五位下に叙す慶長五庚子年大將軍徳川家康公寛永四丁卯年大將軍秀忠公大將軍家光公同十一甲戌年大將軍家光公天和二壬戌年正月六日大將軍綱吉公寛政六甲寅年正月閏白一条殿下文政元戊寅年三月一条殿下に御目見將軍家より時服頂戴

宗雄云金子十郎と云者鎌倉の人なるか文治四年に石見国弘の爲に下り是をやかて安濃郡に置れたるならん足利の時に栗熊弥五郎と云者河合南村地頭職なりしか罷て其跡を安国寺領に賜はりたるハ貞治五年三月なり此時金子孫五郎入道と云者南村に住たると見たるか居を他所に移されけん遵行の地に立帰て（講）妨し殺害刃傷に及し事あり孫五郎は五郎左衛門入道誓阿と同人と思はる移し地ハ鳥井にハ非しかかくて小笠原長隆の四男平治郎長信と云人鳥井の金子を知行する由なるか是は永正中の事と思はれて大内家より石見国安濃郡河合郷一宮領三百石之内二百五十石地事被割渡金子平治郎長信一候者可為祝着候猶委細向田十郎可申候恐々謹言卯月晦日小笠原兵部大輔殿義隆と書て申遣す兵部大輔ハ長隆にて平治郎ハ其四男なるか大内氏より父に申遣したるハ康暦二年より河合を小笠原家に知行したれハなり大内義隆ハ石見守護なれハ金子よりは是を頼て權威を借て申入たるなり河合村ハ素り金子に由緒あること貞治の事件にて知へし家伝には物部家に金子氏より養子をとりにてその実家の氏を名乗たりと云れと上件の趣は違へりさて上世に物部氏の此処に住しは論あるましかれと中世以降は考へき物な

しまた国造も竹古連公を祖とすれハ連にて国造の拠を知らず同社役頭権祝部別火職庵原政齋家筋国造家同祖川合社竹古命より當政齋まで五十代相統往古南国造井原某と号し南北朝造両家の処弘治天正年間社領減少及慶長十己巳年三百石に成しとき四十一世孫内記政慶国造職を北家に移し社役頭権祝部兼別火職となる

宗雄云康暦二年四月廿八日大内左京権大夫義弘より川合郷吉永郷の地頭職を放ち小笠原右京入道の知行に宛行はれたり此時井原始めて小笠原家附属に成たること永正九年六月一日小笠原長隆より井原民部左衛門に遣ハシ、書に先祖左京以来とあるにて知るへし永正五年六月一日小笠原長隆より井原弥六に井原の内鍛冶屋名三貫文を扶持して彼在所は苗字の地なれば本領として申付るとあり是ハ邑智郡の井原村にて苗字に由ある故に扶持したるなり素より河合なる事は天正七年三月七日上野介長実次郎右衛門尉長治より井原新十郎に河合南の内九日名の事一類忌所たるにより元々の如ク相開へき旨の状にて知へし河合南は貞和以前は栗熊其次安国寺其後井原左近將監其次康暦より小笠原と次第すへし此時井原は小笠原の属となり永正に井原を知行し天正に河合南を知行したるか井原を名乗は何国にまれ井原と云ふ地の人なること此頃の流行なるにても知へし彼是河合は本居にはあれと井原を苗字として物部又川合等の号に由なきを思へハ是も其本ハ他より来りし人なり井原は備中国後月郡井原村ありまた東国にも庵原と云ふ地ありて源右府のとき庵原左衛門といふ人もあれと由緒の有無を知らず同上官地方役藏田敬正家筋元川合姓折居田氏中世藏田に改む天正中折居田理右衛門より敬正まで十三代相統

宗雄云家伝に物部氏別流にて当村折田に住す慶長檢地に至り長子

居を今所に移し次男元の家を継ぐ今纔に存すかくて古書類享保の
回禄に失ふて世代詳ならず折田八郎左衛門頼明天明二年三月一日

死同修理之助折田氏の位牌に見ゆ折井田理右衛門尉正綱天正の書

類に見ゆ折田兵衛正次吉田の許状あり次に式部信ハ養子なり実ハ

菅原姓にて美作国藏田に住す後孫安藝国西条に移り鏡山の城主た

り永禄之頃藏田備中守信重毛利氏の為に攻落さる信重に二子あり

信賢八歳信成四歳なり臣抱て周防国山口に走る信賢は栗屋川の役

に戦死信成当国に來り折田氏に倚頼し後養子となる是より姓を改

て菅原とし藏田を名乗とあり

同上官地方役大畠清綿家筋天正中大畠松太郎より清綿まで九代相統

同上官代宮屋役菰坂正雄家筋菰坂石見守曾孫菰坂河内守慶長十乙巳

年祠官になる其後世代詳ならず享保中より五代相統

同中官笛役中田盛記家筋岩舎権太夫より十五代相統

同中官樂頭託宣一内侍役藏田茂利家筋天正中樂頭神五左衛門より九

代相統

同中官公文役後藤政規家筋延宝中平右衛門より八代相統

同中官修理役高橋益吉家筋享保中織平より六代相統

同中官祢宜役神崎常警家筋慶長中より十代相統

同中官忌籠役大塚仲奥家筋正徳中より六代相統

同下官最教役松田操家筋元禄中より十代相統

同下官祭田役松田直十郎家筋享保中より五代相統

同下官柴灯役寸田新吾家筋天明中より五代相統

同下官土器役森脇才二郎家筋文化中より三代相統

同中官一後子役中官預役下官良清役国造家より人撰を以て神役す

同下官宿直役庵原家より人撰を以て神役す

同中官格神宮寺紀伊国高野山正智院末寺明治三庚午年九月住僧瑞亮
脱走

伊夜彦神社

岩倉鎮坐

祭神天香山命○神体鏡

宗雄云越後国伊夜比古神社も一宮記に天香久山命とあれと当社は

旧く岩屋王子ともあれハ熊野神と同神ならむ

祭日九月廿九日

建物本社拜処鳥居

棟札奉造替若一王子宮享保十一丙午八月また奉造替天香山命文化五

年戊辰八月

社領高二石此現米一石三斗永錢二百五十文

小社二十四所

椎木の稻荷社○金子家(国造)地内の荒神社○漢女宮後の巖嶋社○

「二宮領」市中の蛭子神○「一宮」小鳥居脇の栗嶋神○同社内の大

名持神社○長田の長田国造遠祖社(長田国造社)○惣淵の塞神○高

松地の権現社祭神少彦命名高倉下命○山邊の巖嶋社○八王子の川合

社祭神竹子命○朔日の大年社○中原の若宮社祭神彦湯支命○新屋の

若宮社祭神武諸遇命○下居田の石上布瑠社○別所(祖)の皇神社祭

神竹雄命○町下の恵比須(蛭子)社○町上の恵比須(蛭子)社○山

内の巖嶋社○前乙原の御崎神大元神(御崎社)○原の御崎社○別祖

の御崎社○百貫原の百貫原社祭神八神合祀○芋原の池「ノ」段社祭

神四神合祀

森神三十一所

大曾根(祢)の山神○忌籠谷の大歳神○總淵の五穀神○鬼尻の森神

○前場小路後の椿森神○正神の十二神森神(十二森神)○別祖の六所森神○高松地の五所森神○横尾の山神○安谷の山神○山邊の森神○殿居場(坊)の森神○出岡さな口(出岡左古)の森神○小山の二所森神(森神)○石井の三所森神(森神)○同所(石井)の山神○井手谷の山神○神田雨の明の森神大年神○三戸屋山の森神四所(四所森神)○柴床科り(柴床)の森神五所(五所森神)○住井の森神○風坂高のこふ(瓜坂)の山神○原の森神五所(五所森神)○乙原の山神○立田山の森神○町後の森神三所(三所森神)○御藏屋敷の地主神二所(二所地主神)○鶴ふ(鶴降)の森神七所(七所森神)○芋原の森神八所(八所森神)○同所(芋原)の山神○鶴ふ(鶴降)の山神

市野原村

大歳神鈴鹿神社

宮山鎮坐

祭神大歳神御年神若年神稻倉魂神○神体木像四

宗雄云鈴鹿神ハ伊勢国鈴鹿山の神を移せるなるへし是を世に田村

將軍と云フ猶考へし

祭日九月朔日

建物本社拝処神楽所鳥居

棟札市野原村大歳大明神鈴鹿大明神御社一字成就修享和三癸亥年九

月

社領高八升此現米五升

森神十六所

森奥の大元神○下原の御井神○同処の森神○大下の大国主神○同所

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡(山崎 亮)

の少彦名神○道仙の猿田彦神○前中の御井神○中祖の大国主神○井かくろ(イカクロ)の森神○湯谷の少彦名神○法事原の御井神○高畑の保食神○圓立寺山の山神○紙屋の御井神○引子の雷神○同所(引子)の猿田彦神

圓城寺村

大元神社

火野元山鎮坐

祭神国常立命○神体木像

神嘗村老云八月九月の頃夜中当社にて神楽の音金幣の音のすること

あり近辺の者ハ聞こと度々なり

建物本社拝所神楽所

棟札上葺明和三丙戌十月祠官田中但馬守藤原盛盈○大歳大明神○奉

再建大元社万延元申六月大宮司石崎安藝政之

金剛藏王権現

圓城寺鎮坐

祭神藏王弥勒大日○神体木像三鏡三

宗雄云八重葎に権現宮祭神天照大神速玉男神事解之男神とあれと

藏王とあれは熊野宮には有ましく思ゆ若は大麻山神と同神には非

るか猶考へし

祭日九月廿九日

建物本社拝所

棟札奉為仮殿新建立圓城寺本宮天正三年乙亥十月吉日願主別当権大

僧法印榮鎮敬白○奉上葺藏王権現寛永六九月○承平元辛卯年朝満上

人開基圓城寺村市野原村の氏神

社領無し

宗雄云八重葎に除地四斗とあり

奉仕天台宗靈椿山圓城寺

小社四所

火元山の三神社祭神天照大御神八幡宮(八幡大神)春日神○天符の

大仙社旧号大仙大権現祭神大山津見命○圓城寺の山王社○金屋子の

金屋子神

宗雄云天符の地名めつらし大仙ハ大山なるへし祭神は佐比賣山神

と同じかるへし

森神十八所

岡田の森神○同所の森神○壇の森神○矢床の森神○前平の森神○才

前の森神○木日の森神○市の森神○紙屋奥の森神○紙屋の森神○藤

谷の森神○谷川の水神○中田の水神○泉の水神○小原の水神○源臺

の水神○才前の水神○土居の水神

多根村

佐比賣山神社

中積鎮坐○旧号三瓶大明神

祭神大己貴命少名彦名命須勢理姫命相殿金山彦命面足命惶根命○神

体木像七

宗雄云金山彦命ハ頭註の説に依り面足命惶根命は三瓶神を或ハ八

面大明神と申すゆゑ面字により大己貴命以下三神ハ下に引文によ

りて近頃云出たるものなり尾に従て行く蚊の如く新説の出くる毎

に祭神を改めて固有より如此と云へと当社も三度に祭神を記した

るものなり嗟呼

社伝に石見国大田郷田根村八面神社ニ齋祭大神ハ大己貴命須勢理姫

命少毘古那命ノ三柱ノ大神ナリ斯言フ誤ハ此三柱ノ大神伯耆国大神

山ニ御幸坐シテ世業ヲ教ヘ玉ヒ亦出雲国ニ還坐シ飯石郡由来郷由来

里ニ久シク留坐テ百姓ニ業ヲ教ヘ鋤鋤ヲ授玉フ故レ此所ヲ田鋤ト云

フ今由来郷田鋤社ニ祭タル式内多倍神社是ナリ琴引山ニ登リ坐テ糸

音ヲ調ヘ玉ヒ其時三柱ノ大神石見国佐比賣山ニ至リ玉ヒテ山麓ニ大

キ荒田ヲ作り山ノ半腹ニ池ヲ作り水ヲ溜メ彼の荒田ニ樋ヲ掛水ヲ留

テ稲種ヲ蒔テ百姓ニ業ヲ教ヘ玉フ是ヲ大田郷田根ト云フ又鋤鋤ヲ授

ケテ田ヲ耕玉フ故ニ此里ニモ田鋤ト言ヘル所アリ又佐比賣山ノ周圍

八面ニ社ハアリ是ミナ大神ノ深キ御謂レノ有事ノ由語り伝フト出雲

国飯石郡由来郷由来里多倍神社又琴引山ノ大神ニ代々仕奉ル宮司某

ニ此由緒ノ古事ヲ記有リ是ヲ以テ斯ハ云フ也

宗雄云是ハ古伝と思はるあなかしこ

元日大年種祭の歌式あり歌に「あらたまるとに五よへの松立て千

代世よ山のいつりはの松」あら玉る年の始の参をはとしをとこよと

いはいそめたる「千石や五石の池に種つけて我かまくたねはよもの

さかえる「風吹ハみそきの川はさわくとも打蒔たねハ藏の下つみ」

あら玉る稲の長さを祝ふにハ今年の稲のほたれなるもの此外半夏の

日に苗を奉る九月に新藁の漉を奉る十月五日にひなめ祭あり

祭日九月廿五日

建物本社拜所神楽所鳥居

棟札奉再興当社棟札旨云々三瓶大明神申者掛■我朝大日本国山

陰道石見国安濃郡大田郷多祢村■交分帰同居塵自上一仁至

三下万民一令守護玉云々爰文明五年三月四日野火蜂起而神社仏寺至

其外人民私宅多回祿畢然神主兼久等運精誠奉再興霜月■吉日良

辰開新造玉殿奉御遷宮云々文明八天霜月十八日神主藤原兼久この時の領主平朝臣宗連○奉建立三瓶大明神社一字大檀那多根若狭守平泰氏元龜四年癸酉十月吉日神主神左衛門尉○再興三瓶大明神慶長九甲辰三月本願又右衛門弥六左衛門彦右衛門孫右衛門甚右衛門尉神主弘左衛門重吉

宗雄云元文元丙辰年八月再建棟札の文に掛毛忝²无佐比賣山の神靈は金山彦命也人王五十九代宇多天皇御宇寛平三辛亥五月朔日当国に御鎮坐云云とあるは所謂頭註に依にて以前の祭神の無を可とすべし

社領高二斗五升六合此現米三斗三升三合永錢五文五分

撰社天宮神社祭神天御中主命相殿伊弉諾命伊弉册命神体槌一木像二祭日十月十日棟札奉葺替雨宮大明神之社一字寛政六年寅九月廿四日神主森廣太庄屋森山儀左衛門裏に抑当社ハ当村雨の宮谷と申所に往古より御鎮坐なり延享三丙寅十月十八日三瓶大明神の境内奉遷なり夫天大明神の御社貞享二年の棟札二天御中主尊と有之候得共雨の事の御神体を奉拜所陰陽の尊像なり天津の社とハ違あり是は雲州飯石郡八神村雨大明神の由来を窺奉るに諸冊の両神を奉祭と有ギミ両大明神の両を雨と写誤哉後世議者正之給へ後世紛敷を悲□勝部日向守記之

宗雄云棟札にハ天とも両とも雨宮ともあり神体の槌は□□の如く長七寸二分左右の木像は男女両神なり諸冊尊ハあまり祀ざる神なり【故れ雨とあるは言伝のま、を文字に均^均らす書たるにて阿米とハ大己貴命を所造天下大神とも天下大神とも申奉るを略称せるには非しか此辺また出雲国にハ此神を祀れるか多ければなりまたハ】雨の正字にてもあるへし尚考へし

末社大歳神

同市杵嶋神

社人森吉廣家筋森吉久より吉蔭まで二十三代元龜四癸酉年神主神左衛門より吉廣まで十一代相統

小社七所

金吾の事代主命社○繩手の事代主命社○小笹の金屋子神○御崎谷の大元神○松原の大歳社○鞍田の毘沙門社○宝陀寺の鎮守神

森神三十四所

天上原の山神○箱淵の水神○神田の地主神○万所の大歳神○金吾の塞神○松原の金屋子神○「七」反田の荒神○古新米の地主神○殿居山の地主神○神田山の水神○大年山の地主神○宇林坂の山神○鍛冶屋床の金屋子神○代田の水神○夜浴(俗)谷の水神○當床の地主神○六良木の地主神○猪畑の水神○坪内の地主神○滝尻の地主神○同所の水神○前原田の水神○土原の水神○神田山の荒神○智五か滝の水神○田幸世の地主神○大年山の大歳神○竹添の水神○御崎谷の水神○鍛冶屋床の地主神○鳥穴の水神○立石原の立石神○土原の荒神○同所の地主神

小豆原村

金子神社

神主山鎮坐

祭神金山彦命○神体木像女相

【宗雄云当社も三瓶神と同神には非すか】

祭日九月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札再興寛文十二壬子九月太夫大和守吉信○銚子大明神とも銚子大明神ともあり

小社一所

大年の大歳社神体石祭日十月朔日

森神十所

神主山の荒神○本田の山神○大年の大元神○水越の塞神○水手の水神○竹田の地主神○上さこ(佐古)の地主神○坂中の水神○三(二)反田の水神○神主山の地主神

大田北村

八幡宮

神西山鎮坐

祭神應神天皇神功皇后武内宿祢○神体木像一石二

祭日八月十五日○八乙女神事あり

建物本社神楽所拜所鳥居

棟札奉再建八幡宮本社当国大守佐波少輔大郎三善朝臣連良公当時神

主布施八郎治良天正十二甲申八月大領主長谷加賀守平朝臣確久○再

建慶長十一年丙午六月当国守護大久保石見守藤原朝臣長安大田神主

布施八良治郎願主当村代官幸田与右衛門尉○再建八幡宮拜殿寛文十

一年辛亥八月当国守護加藤内藏助明友公神主白石筑後守藤原正利

社領高三石五斗此現米三石二斗八升

末社采成社祭神素盞鳴命

同稻荷社

同粟嶋社

同地主社祭神猿田彦命

同地主社祭神劔大明神

同瘡守社祭神少彦名命

宗雄云法華宗に瘡守と祀るあり

社人白石市郎家筋寛文中布施八郎治郎白石と改姓す当市郎まで十一

代相続

同田中藤市家筋寛文中田中治部鼓頭になり当藤市まで七代相続

三社権現

上野鎮坐

祭神速玉男命伊弉册命事解之男命○神体木像三

祭日九月廿五日

建物本社拜所

棟札奉上葺上野山熊野三所大権現社一字本願別当如意山圓應寺法印

竜榮御代官會田伊右衛門尉安永四乙未五月吉日

金刀比羅社

上野鎮坐

祭神大己貴命○神体木像

祭日六月十日

建物本社拜所

棟札奉造宮金毘羅神本社神楽殿拜殿文化十三丙子六月大田神主白石

太記正藤原正吉楽頭田中元之丞大願主幸田与右衛門

十二社権現

長谷鎮坐

祭神天神七代地神五代神○神体木像十二

宗雄云祭神は熊野十二所神ならんか

祭日九月廿八日

建物本社拝所

棟札奉造菅石州安濃郡十二所大権現宮舎一字元禄十二己卯十一月神

主田中治郎丞清前云云○奉建立大和国拾式社権現一字正徳■■■■霜

月十日右云々大田北之郷長谷村権現之祠官田中治部清茂

荒神社

町鎮坐

祭神素盞鳴命○神体木像

祭日六月廿八日

建物本社拝所

小社六所

新市の恵比(美)須社○不断寺の恵比須社○二た割(二割)の日御

崎社○同所の荒神社○押か埜(押埜)の権現社○矢沢(沢)の若宮

社

森神十五所

二た割(二割)の大歳神○上野の大元神○同所の法橋神○押か埜(押

埜)の荒神○長谷の荒神○出口の山神○小池の山神○森山の荒神○

同所の荒神○小池の山神○谷垣の荒神○加土の山神○同所の大[歳]

神○神應(西)山の稲荷神○同所の水神

大田南村

八幡宮

鶴岡鎮坐○嘉禄二丙戌歳鶴岡より勧請

祭神菅田別命氣長足姫命武内宿祢○神体木像

祭日八月十五日此祭に森脇左十より神酒其外備物を出し参詣の上に

て神楽を始と云ふ是は地名を橘と云ひ家名を前南と云ふ八幡宮勧請

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡(山崎 亮)

のとき相模国鶴岡に使せし由緒あるゆゑと云ふ

建物本社神楽所拜所鳥居

棟札上葺正八幡宮神殿寛文八戊申十月○修造正八幡宮貞享四丁卯八

月○造次大田南村八幡宮元禄十一戊寅七月七日石崎左京進藤原金定

文に嗟乎悠遠矣当社不載家屨而雖式外神社神胤皇裔伝詳而最正統神

霊也云云於是是中古大永七年之比及始予官幣其後永禄十丁卯曆小笠原

上野介長實同矢野石見守奉_レ感_二信_一此神云々奉造立同八月九日於_二大

田村鶴岡山_二再奉_二祭祀_一云々今年元禄十一戊寅曆祠官石崎氏藤原金

定云々

社領高三石六斗此現米三石一斗三升六合七勺

末社金刀比羅宮天保五甲午年勧請

同瘡守神

同来成天王新建立享保十三戊申年十一月八日石崎左京因定使者大田

檀戸町布屋利助

同天満宮

同八重垣大明神

社人石崎正之家筋慶安中石崎仁左衛門より正之まで九代相続以前は

詳ならず

荻田神社諏訪神社

諏訪山鎮坐○寛平七乙卯年信濃国より勧請と云伝ふ

祭神建御名方命○神体木像石像霊石

祭日九月廿七日

建物本社拜所鳥居

棟札奉造替石見国安濃郡大田村荻田神社諏訪大明神宮舎一字元禄十

一戊寅曆八月十有四日神主石崎氏左京進藤原金定

所」になるはずである。

東用田村

八幡宮

龜山鎮坐

祭神應神天皇神功皇后武内宿祢○神体石木像二鏡

祭日八月十三日

建物本社神樂所神供所拝所鳥居

棟札建立元禄四辛未年十月朝倉外記定吉庄屋坂根九郎兵衛政勝○上
葺明和九壬辰年八月九日祠官朝倉山城守藤原定重庄屋恒松三良兵衛
裏に貞応元壬午八月十三日鎮坐右之通古書ニ有之写置申候山城書
社領高一石此現米六斗永錢六十文

撰社若一王子社祭神天照大御神祭日九月八日棟札建立享保十九甲寅
年十一月

末社東照宮

社人朝倉定元家筋先祖詳ならず元禄中朝倉對馬より定元まで七代相

続

金刀比羅社

白水迫鎮坐

祭神大己貴命

祭日六月十日

建物本社拝所

小社二所

白水迫の大仙(山) 神社祭神大己貴命祭日六月十日○山王の山王社

祭神大己貴命祭日九月八日棟札造営明和五戊子年八月

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡(山崎 亮)

森神三所

王子山の稻荷神○龜山の大元神○才埜の塞神

西用田村

大元神社「大元神」*

西埜鎮坐

祭神国常立命

祭日九月八日

建物無し松木鎮坐

*「安濃郡神社書上帳」では、「森神一所」として森神に分類されている。

稲用村

八幡宮

宮山鎮坐

祭神菅田別命足仲津彦命息長足姫命相殿東照宮神体鏡木像二

祭日八月廿九日

建物本社神樂所拝所鳥居

棟札新建安濃郡稲用村八幡大神宝永七庚寅年八月十二日神主後藤數

馬久重庄屋坂根六右衛門全治

社領高二石二升此現米一石九斗八合三勺

小社三所

明神鼻の稲用神神体八花形鏡祭神倉稻魂神大宮姫命大田命棟札再建
稲持大明神弘化三丙午八月朔日神主後藤伊織藤原朝臣重近庄屋森山
吉三郎○東の巖嶋神○稻荷山の稻荷神

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一安濃郡（山崎 亮）

宗雄曰此稲用神は大炊寮の諸国の御稲田に祀たるものにて稲田の内糶を出す地故に稲糶田なるを二字を採り好字を用て稲用と書き神号やかて地名により【たるか】祭神は御膳神に坐す也と云も更なり式内神社考の大飯彦神の処名跡考の大田郷の処合見へし飯盛山も大年神も由あらむと思はる共に古き社なるへし

森神六所

境内の大元神○豊岩の若宮神○境内の荒神○飯盛山の龍王権現○境内の大年神○同所の貴船神

宗雄云飯盛山は稲田に由あるへし龍王は稲田に由ある神に此名を負たるかまた八固有の号ならば祭神は須佐之男命ならむ

石見国神社記卷之一終

【墨件八十枚 明治十六年九月 高子金部写】

A reprint : FUJII Muneo,
Record of shrines in the Province of Iwami, vol.1,
(An-no District)

YAMAZAKI Makoto
(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

[A b s t r a c t]

This document was written by FUJII Muneo (1823-1906), a scholar of Kokugaku, in 1887 and it shows the varieties of shintoism and folk religion in the Province of Iwami during the early Meiji Era. This time, I reprint volume 1 of this precious document which consists of 8 volumes.

Keywords : FUJII Muneo, *Record of shrines in the Province of Iwami*, An-no District

